

金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表

『会計情報』編集部

金融庁は、2023年12月7日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を取りまとめ、公表した。

改正の概要は以下のとおりである。

1. 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（案）」について

企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」及び企業会計基準第32号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」を公表したことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正を行うものであるとされている。

2. 「財務諸表等規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）について

企業会計基準委員会が令和5年11月17日までに公表した会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項及び財務諸表

等規則第1条3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とするとされている。

- 令和5年11月17日公表
- 企業会計基準第32号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正

3. 施行日

公布の日から施行するとされている。

意見募集期間は令和6年1月9日(火)までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について：金融庁 \(fsa.go.jp\)](#)

[「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について | e-Govパブリック・コメント](#)

以上